

京都市職員給与条例の一部を改正する条例(令和3年11月30日京都市条例第20号)

(行財政局人事部給与課)

- 1 本市人事委員会からの勧告等を踏まえ、職員の期末手当の支給割合の限度を次のとおり改定することとしました。

(1) 再任用職員以外の職員

区 分	改 正 前	改 正 後
令和3年度12月支給分	100分の127.5(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の107.5)	100分の112.5(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の92.5)
令和4年度以後支給分	100分の107.5)	100分の120(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の100)

(2) 再任用職員

区 分	改 正 前	改 正 後
令和3年度12月支給分	100分の72.5(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の62.5)	100分の62.5(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の52.5)
令和4年度以後支給分	100分の62.5)	100分の67.5(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の57.5)

2 その他の規定整備

新型インフルエンザ等対策措置法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

上記の改正のうち、令和3年12月に支給する期末手当に係る部分については令和3年12月1日から、令和4年度以後に支給する期末手当に係る部分については令和4年

4月1日から、その他の規定整備については公布の日から実施することとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年11月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第20号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

附則第13項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

第2条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中附則第13項の改正規定 この条例の公布の日
- (2) 第1条の規定（附則第13項の改正規定を除く。） 令和3年12月1日
- (3) 第2条の規定 令和4年4月1日

(行財政局人事部給与課)